## 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準(定置漁業)

令和5年(2023年)6月19日 北海道

北海道における定置漁業の免許申請における、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者は、次のとおりとする。

- 第1 この審査基準において「満了漁業権」とは、法第73条第2項第1号で定めるものをいう。
- 2 この審査基準において「当該満了漁業権者」とは、申請に係る満了漁業権を有し、その満了漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる者をいう。
- 3 この審査基準において「当該満了漁業権者等」とは、当該満了漁業権者またはその構成員であって、その議決権の合計が当該満了漁業権者全体の議決権の3分の2以上を有する者をいう。ただし、 当該満了漁業権者から構成員の脱退がある場合は、脱退する構成員の同意があること。
- 4 この審査基準において「役員等」とは、次の各号のいずれかを満たす者をいう。
  - 一 株式会社にあっては、会計参与及び監査役を除く取締役
  - 二 持分会社にあっては、社員(定款で業務を執行する役員を定めている場合は、業務を執行す る役員)
- 5 この審査基準において「他の者」とは、当該満了漁業権者等以外の者をいう。
- 第2 知事が作成した海区漁場計画における定置漁業権を持続的に適切かつ有効に活用することが、 地域の水産業の発展に最も寄与すると認められることから、漁業権の存続期間の満了に際し、漁 場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了漁業権とおおむね等しいと認められるものとして 設定される漁業権について、当該満了漁業権者等から申請があったときは、法第73条第2項第 2号に該当する者とする。ただし、法第73条第2項第1号に該当する者は除く。
- 2 知事が作成した海区漁場計画における定置漁業権を持続的に適切かつ有効に活用することが、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められることから、漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について、次の各号のいずれかの申請があったときは、法第73条第2項第2号に該当する者とする。
  - 一 当該満了漁業権者等が、法人を設立し、その法人から申請があった場合。ただし、その法人 の役員等の全てが当該満了漁業権者等であること。
  - 二 当該満了漁業権者等が、他の者と共同して法人を設立し、その法人から申請があった場合に おいて、その法人の役員等であって当該満了漁業権者等である者の議決権の合計がその法人に おける議決権の3分の2以上を占める場合。

- 三 当該満了漁業権者等が、他の者と共同した申請があった場合であって、その申請に係る共同経営における当該満了漁業権者等の議決権の合計が3分の2以上を占める場合
- 3 前2項と同等に扱うことが適当な申請があったときは、法第73条第2項第2号に該当する者とする。
- 4 前3項に該当する者からの申請が無い場合であって、前3項に該当する者以外の者から申請があった場合、別紙1で項目毎に採点し、その点数の合計が最も高い者が一者の場合はその者を、法第73条第2項第2号に該当する者とする。
- 5 前項の規定により法第73条第2項第2号に該当する者を定めることができないときは、点数の合計が最も高い者全てをくじ引きの対象者として、公正な方法でくじ引きを行い、該当する者を定めるものとする。

## 附則

1 この基準は令和6年1月1日以降を免許予定日とする定置漁業の免許申請から適用する。

## 漁業法第73条第2項2に該当する免許をすべき者の審査基準(定置漁業) 別紙1

◎地域の水産業の発展に最も寄与する項目

大項目	小項目	免許申請者を評価する項目 (漁業権者が実践すること)	チェック	点数
資源管理の取	資源管理協定への参加計	・漁業法第124条に規定する資源管理協定に参加する計画がある。(申請する漁業		
組みの推進	画や秋サケ親魚確保の取組	権が存在する海区にある定置漁業権の漁業権者が参加する協定に、申請する漁業権		
	み	により参加する場合に限る。)		
				1
				_
1×1++	14.11.7 o 14.12.4 o 4.			
増殖事業の推		・申請する漁業権が面する地域を事業目的の地域としているさけ・ます増殖事業協		
進	加	会が定める負担割合に基づく増殖に係る負担金を拠出する計画がある。		1
		※サケを付冠する定置漁業に限る。		
 新規就業者の	労働者の確保状況▽ける	①申請する漁業権で漁業に従事する者(漁業従事者)として雇用する者(家族労働)		
確保と育成の促		を含む)の内、3分の2以上の者が、申請する漁業権が存在する海区に面する市町		
進	21111	村を住所地とする者である。(申請日時点で雇用している、又は、今後雇用する具		
		体的な計画を持っている者に限る)		1
		THIS ONLY CONTROL OF THE PARTY		
		②上記①によらない場合であって、申請する漁業権で漁業に従事する者(漁業従事		
		者)として雇用する者(家族労働を含む)の内、3分の2以上の者が、申請する漁		
		業権が存在する海区に面する市町村を住所地とする者である。(今後雇用する計画		0.5
		を持っている者に限る)		0.5
		・上記①及び②は重複して評価しない。		
		・上記以及び必は里後して計画しない。		
 漁業経営にお	生産体制の効率化による	  ①漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満		
	経費縮減の取組	了漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について、当		
上	THE SEMENT OF TH	該満了漁業権者等が、他の者と共同して申請し、収益を確保する計画がある(第2		
		第2項及び第3項に該当する場合を除く)。		
		②漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満		1
		了漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について、当		
		該満了漁業権者等が、法人を設立し、当該法人で申請し、収益を確保する計画があ		
		る(第2第2項及び第3項に該当する場合を除く)。		
		①申請する漁業権に使用する漁船(複数の船を使用する場合は全ての船)及び漁具		
	体制の整備	を所有または使用権を取得している、若しくは今後所有するまたは使用権を取得す		
		る具体的な計画がある。		1
		②申請する漁業権に使用する漁船(複数の船を使用する場合は全ての船)及び漁具		
		の所有または使用権を取得する計画がある。		0.5
		のが行るため区角性を取付する計画がある。		0.5
		  ・上記①及び②は重複して評価しない。		
 道産水産物の	地域で行う付加価値向上	┃  ・申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、漁業者団体等による鮮		
付加価値向上と	等の生産・販売活動の取組	  度保持、付加価値向上や販路拡大の取組(申請する漁業権で漁獲される魚種を対象		
販路拡大等	への参加	とした取組に限る)が行われている場合、その取組に申請する漁業権の存続期間中		
		毎年参加する具体的な計画がある、又は、申請する漁業権が存在する海区に面する		
		市町村において、申請する漁業権が存在する海区の他の定置漁業権者と協力して鮮		0.5
		度保持、付加価値向上や販路拡大の取組(申請する漁業権で漁獲される魚種を対象		
		とした取組に限る)を、申請する定置漁業権の存続期間中毎年実施する具体的な計		
		画がある。		

## 漁業法第73条第2項2に該当する免許をすべき者の審査基準(定置漁業) 別紙1

◎地域の水産業の発展に最も寄与する項目

O-B-W-W-MEXICON DIVINO							
大項目	小項目	免許申請者を評価する項目	チェック	点数			
		(漁業権者が実践すること)					
豊かな海と森	豊かな海と森づくりの推	・申請する漁業権が存在する海区に面する市町村において、次の活動のいずれかを					
づくりの推進や	進や水域環境の保全対策へ	申請する漁業権の存続期間中に毎年実施(活動に従事又は直接出資)する具体的な					
水域環境の保全	の取組状況	計画がある。					
対策への取り組							
み状況		<活動>					
		・魚付林や河畔林の整備保全活動		0.5			
		・魚道維持清掃活動					
		・港や海岸清掃活動					